平成２９年（フ）第３０７号
滋賀県甲賀市信楽町多羅尾１番地、前住所滋賀県東近江市宮川町683番地15
債務者　小寺　　茂
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０８号
滋賀県栗東市出庭630番地１、前住所滋賀県彦根市稲部町68番地（403号）
債務者　藤岡　新平
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２５号
大津市三大寺５番Ａ11―105号
債務者　小畑　富子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５３７号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目78番地の４　園田グロリヤハイツ102
債務者　岸本　治夫
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５４９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目18番２―302号
債務者　今村　正武
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目18番２―302号
債務者　今村　恵美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６７号
兵庫県西宮市今津社前町１番11―403号
債務者　松本　聖二
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番１―104号
債務者　釘田　武人
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８２号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　稗田県住15―504、住民票上の住所奈良県天理市富堂町168番地７
債務者　岸　　勇太
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２８９号
奈良市敷島町１丁目532―９　ハイツユキ202号室、住民票上の住所奈良県生駒市北新町５番20号　カントリーハイツ21ｔｈ　102
債務者　居木　伸也
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２９３号
奈良市桂木町17番404号
債務者　藤岡　兼三
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８５号
岡山県津山市一方285番地　佐良山団地４―102号、前住所岡山県津山市高野山西548番地16
債務者　小椋　咲子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第９３号
山口県宇部市大字船木645番地　グランビュー21　202号
債務者　野村　亮太
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２０３号
香川県木田郡三木町大字田中2728番地５
債務者　多田　義徳
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０８号
香川県高松市今里町１丁目502番地９　サーパス楠上601
債務者　藤本　里美（旧姓味谷）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１３号
香川県高松市福岡町３丁目13―３　シャンボール福岡302号室、住民票上の住所香川県高松市屋島西町2069番地６　サンコート屋島201
債務者　大野　次未（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５３号
香川県高松市福岡町３丁目26番６号
債務者　鈴木　　工
法定代理人成年後見人　髙畑美保子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係